

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公開番号】特開2009-26457(P2009-26457A)

【公開日】平成21年2月5日(2009.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2009-005

【出願番号】特願2008-252582(P2008-252582)

【国際特許分類】

G 11 B 17/10 (2006.01)

G 11 B 17/12 (2006.01)

【F I】

G 11 B 17/10

G 11 B 17/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月30日(2010.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動可能な搬送アームに、積層状態のメディアの最上部のメディアを把持する把持機構が設けられたメディア搬送機構であって、

前記搬送アームは、前記把持機構によって把持された前記最上部のメディアの直下のメディアに当接して前記直下のメディアを前記最上部のメディアに対して移動させる作用片を有する移動可能なレバーと、前記最上部のメディアに押圧力を付与する把持部とを備え、

前記把持部は、前記最上部のメディアを把持するときに前記最上部のメディアを押圧した状態で把持し、

前記レバーは、前記最上部のメディアが前記把持部の押圧から解放された状態で前記直下のメディアを移動させるように移動されることを特徴とするメディア搬送機構。

【請求項2】

請求項1に記載のメディア搬送機構であって、

前記レバーは、前記搬送アームの移動によって移動されることを特徴とするメディア搬送機構。

【請求項3】

請求項1又は2に記載のメディア搬送機構であって、

前記レバーは、前記搬送アームの上昇時には前記作用片が前記最上部のメディアの前記直下のメディアに当接して径方向に移動させる位置となり、前記搬送アームの下降時には前記作用片が前記最上部のメディアの前記直下のメディアに当接しない位置となるように移動されることを特徴とするメディア搬送機構。

【請求項4】

請求項1から3の何れか一項に記載のメディア搬送機構を備えていることを特徴とするメディア処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決することができる本発明に係るメディア搬送機構は、移動可能な搬送アームに、積層状態のメディアの最上部のメディアを把持する把持機構が設けられたメディア搬送機構であって、前記搬送アームは、前記把持機構によって把持された前記最上部のメディアの直下のメディアに当接して前記直下のメディアを前記最上部のメディアに対して移動させる作用片を有する移動可能なレバーと、前記最上部のメディアに押圧力を付与する把持部とを備え、前記把持部は、前記最上部のメディアを把持するときに前記最上部のメディアを押圧した状態で把持し、前記レバーは、前記最上部のメディアが前記把持部の押圧から解放された状態で前記直下のメディアを移動させるように移動されることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この構成のメディア搬送機構によれば、把持機構によって把持して持ち上げる最上部のメディアの直下のメディアに当接する作用片を有する移動可能なレバーを備えているため、把持対象のメディアの直下のメディアが密着して貼り付いていたとしても、この直下のメディアに作用片を当接させてそのメディアを容易に蹴落として、最上部の1枚のメディアだけを、把持不良なく持ち上げて搬送することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、前記レバーは、前記搬送アームの移動によって移動されることが好ましい。

この構成によれば、搬送アームの移動によってレバーを移動されるので、専用の駆動機構を設けることなく、レバーを移動させて把持対象のメディアの直下のメディアを蹴落とすことができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、前記レバーは、前記搬送アームの上昇時には前記作用片が前記最上部のメディアの前記直下のメディアに当接して径方向に移動させる位置となり、前記搬送アームの下降時には前記作用片が前記最上部のメディアの前記直下のメディアに当接しない位置となるように移動されることが好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 1

【補正方法】 削除

【補正の内容】